

節税できる確定申告

「確定申告」というと、税金を納付するイメージが先行しがちですが、反対に確定申告をすることで「節税」になる方もいます。

そこで、今回は確定申告による節税術をご紹介しますと思います。

★有価証券の譲渡所得(株式等の譲渡所得)で節税

証券会社等を通じて上場株式等を売却したことにより生じた損失額は、確定申告をすることで、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額と相殺することができ、税金が戻ってくる可能性があります。

また、過年度分の損失があれば当年分の利益と相殺申告することで当年分の利益にかかる税金が戻ってくる可能性もあります。

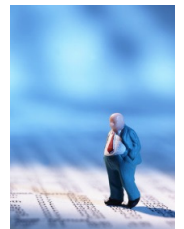
相殺してもなお控除しきれない損失額については、翌年以後3年間にわたり繰り越す事ができます。儲けが出た証券会社の取引明細だけではなく、損失が生じてしまった証券会社の取引明細も含めて申告しましょう。

★先物取引やFX取引による差金決済で節税

これらの取引で損失が生じてしまった場合でも、確定申告をすることで、他の先物取引やFX取引との儲けを相殺できるほか、相殺してもなお控除しきれない損失額については、損失額を翌年以後3年間にわたり繰り越す事ができます。

損失が出ているから納税は無いと決め込み、確定申告しない方は大変もったないので、心あたりある場合は、是非、確定申告をしましょう。

一方で、利益が生じていても過年度分の損失があれば当年分の利益と相殺できる結果税金が戻ってくる可能性があります。この場合も、是非、確定申告をしましょう。



★ゴルフ会員権の売却損による節税

ゴルフ会員権を売却し損失が生じた場合、確定申告をすることで、その他の所得(給与、不動産所得等)から差し引くことができる結果、売却年度にかかる納税額を少なくできる可能性があります。

ただし、

平成26年4月以降にゴルフ会員権を売却し損失が生じても、他の所得から差し引くことができません。

この節税術は、平成26年3月末までに売却を完了させる必要がありますので、ご注意ください。

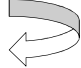


平成25年分の所得税から適用される主な改正事項等

既にご存知の方も多いかと思いますが、今一度、ご確認下さい。

①給与所得控除の改正

給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除について、その年中の給与等の収入額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限することとされました。

例) 平成24年以前・・・年間 2,000万円の場合 所得税 413万円
平成25年以降・・・年間 2,000万円の場合 所得税 422万円  **約9万円増**
(基礎控除のみを計算に反映させております)

結果、平成25年分の給与収入が平成24年分と同じであっても納税額は増えますので、予めご承知置き下さい。

②復興特別所得税の創設

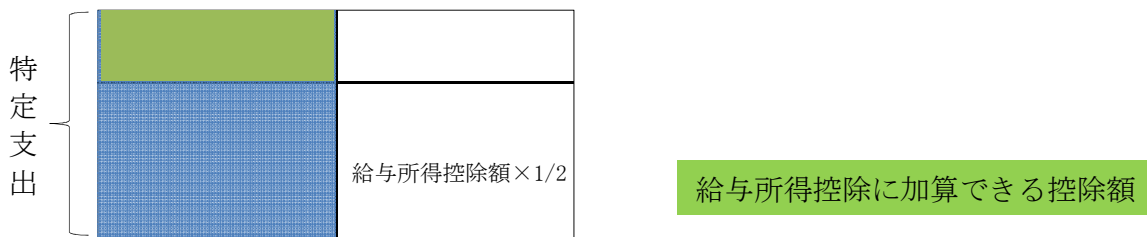
平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することになりました。復興特別所得税は、基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

例) 基準所得税額 100万円
復興特別所得税 **2.1万円**

③給与所得者等の特典支出控除の改正

給与所得者の特定支出控除について、次の通り改正が行われました。

- ①特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費(図書費、衣服費交際費等で65万円を限度)が追加されました(勤務先によって証明されたものに限り)
- ②特定支出控除の適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1(改正前:給与所得控除額の総額)に緩和されました。



詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。